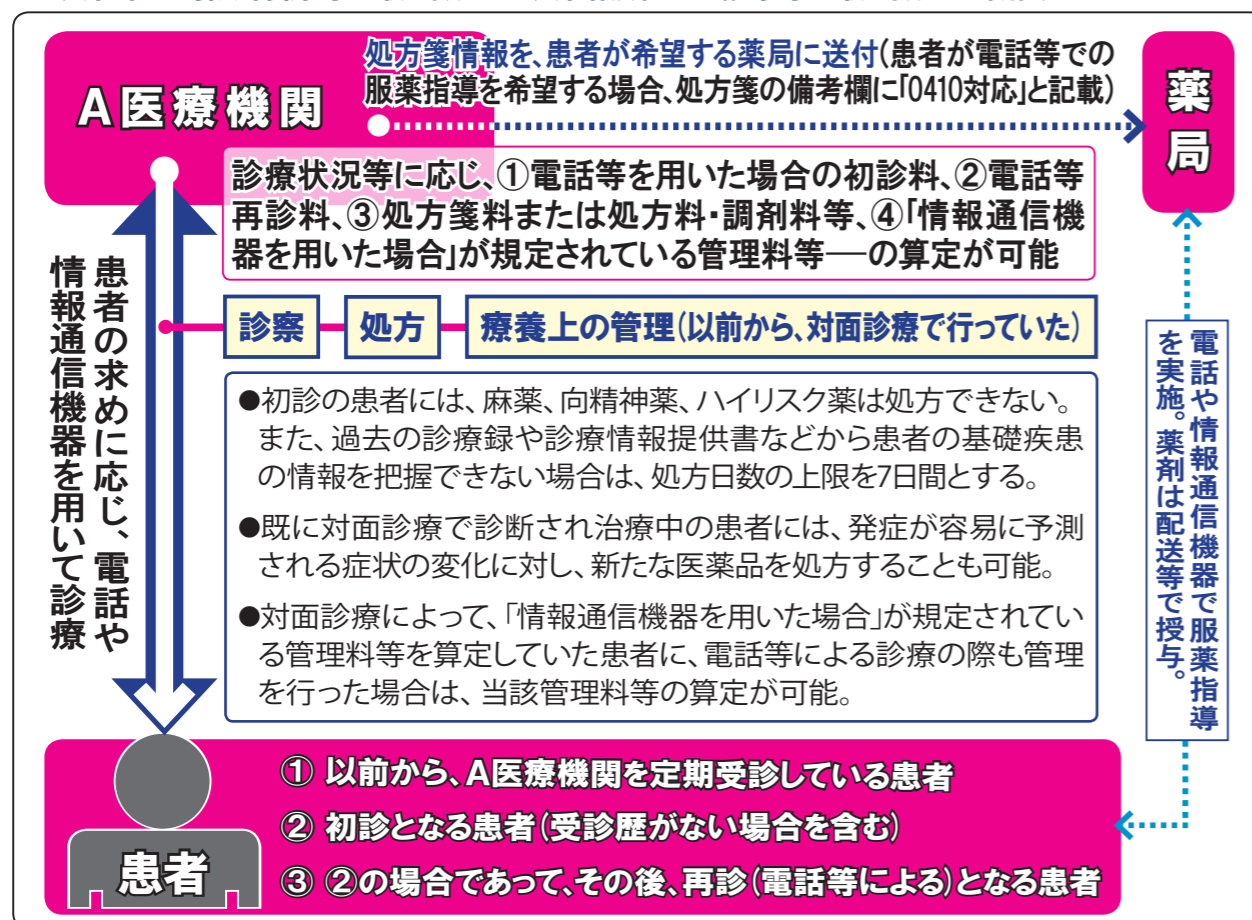


電話等での診療が初診でも可能に ~時限・特例的、臨時的な取り扱い

《背景》厚生労働省は、新型コロナウイルス感染拡大の防止策に関連し、電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いと、それに対応した診療報酬上の臨時的な取り扱いを、都道府県や地方厚生局などに4月10日付で事務連絡した。

《解説1》今回の事務連絡は、これまで発した複数の事務連絡の取り扱いを統合・再構築した面もあります。一定の条件下で医師の責任のもと、医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療による診断や処方が可能とされたほか、2回目以降(再診)の電話等による診療に関する取り扱いなどについても、改めて整理した形で示されました。また、今回の事務連絡に基づいて電話等による診療を行う医療機関をリスト化して公表するなどの仕組みも導入されました。

◎診療等の時限・特例的な取り扱いと診療報酬上の臨時的な取り扱いの概要

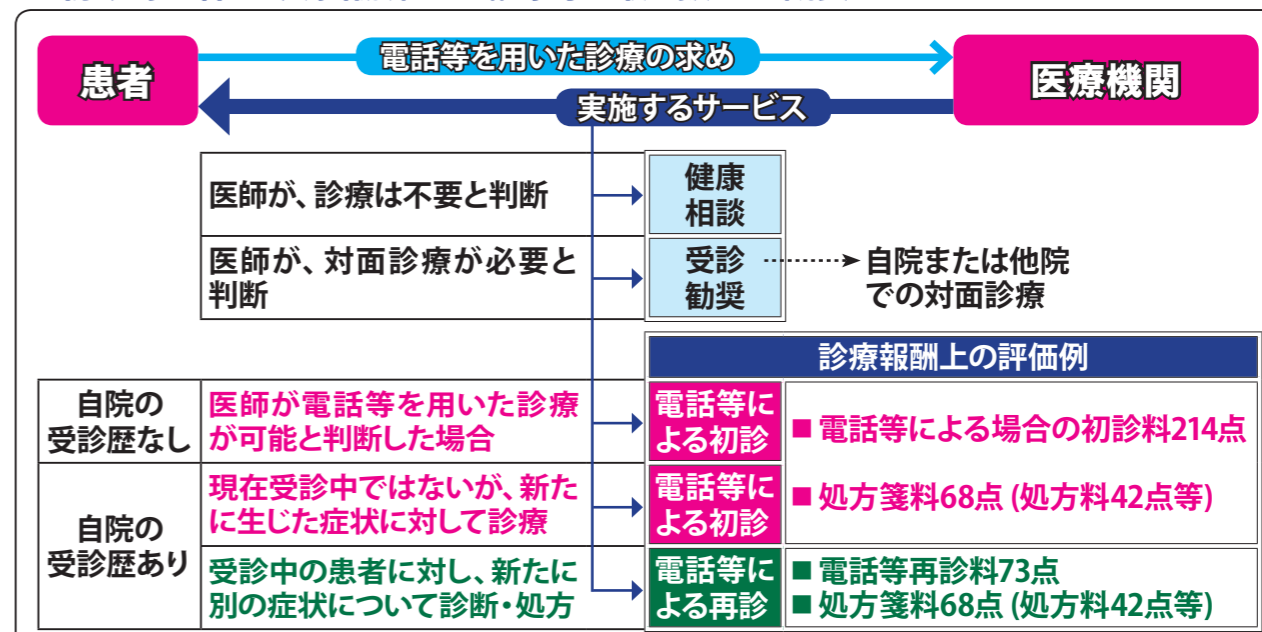


《解説2》新たな事務連絡では、初診から電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合は、本来の初診料の288点ではなく、**214点**を算定するものとされました。これは、紹介患者の割合等が低い特定機能病院や地域医療支援病院などに対して設定されている初診料を適用した形です。また、特定疾患療養管理料などの管理料等については、取り扱いが見直され、電話等による診療においては**147点(月1回)**を算定するとされました。以前から、対面診療において診療計画等に基づく療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者に対し、電話等による診療においても管理を行う場合が算定対象となります。147点は、特定疾患療養管理料の「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数が適用されました。

《解説3》今回の事務連絡に基づいて電話等による診療を行う医療機関は、リスト化され、厚生労働省や都道府県のホームページ等で公表されます。都道府県が、医療団体の協力を仰ぐなどし、対応する医療機関を把握します。所定の調査票が用意されており、医療機関は、電話等による初診、再診の実施、対応診療科、担当医師名などの必要事項を記載して都道府県に提出します。都道府県は調査票の集計結果を厚生労働省に提出します。集計結果の最初の提出期限は4月24日とされていますが、その後も、新たな医療機関からの調査票提出をリストに反映し、順次更新することになっています。

《解説4》電話等による診療を行う医療機関は、初診から対応した患者に関し、基礎疾患の情報を確認できていたか否かや、診断名、処方薬剤など、患者ごとの実施状況を所定の調査票に記入し、毎月都道府県に提出する必要があります。今回の事務連絡による対応は、新型コロナウイルスの感染が収束するまでとされていますが、原則として3カ月ごとに、感染拡大の状況や事務連絡による医療機関等の対応の実用性・実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うことになっています。

◎初診等に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いの概要



※中央社会保険医療協議会総会(令和2年4月10日)資料「新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について」における「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話等を用いた診療に対する診療報酬上の臨時的な取り扱いについて①」に基づき医療総研(株)加工・作成。

※「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取り扱いについて」(令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて(その10)」(令和2年4月10日厚生労働省保険局医療課事務連絡)に基づき医療総研(株)加工・作成。